

## 第2回 地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和7年4月9日（水）13:00～14:15

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）林座長、芦澤委員、川邊委員、佐藤委員、御手洗委員

（専門委員）井上専門委員、小針専門委員、永岡専門委員、原専門委員

（他 WG 委員等）落合委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 稲熊次長、神田参事官

（説明者）横山厚史 高知県 林業振興・環境部環境対策課チーフ  
（計画推進・一般廃棄物担当）

村井史朗 名古屋市 環境局施設部施設課担当課長（処分場確保）

柴敦 名古屋市 環境局施設部施設課課長補佐（処分場確保）

石野芳治 日本土地家屋調査士会連合会 常任理事

小田原雄一 環境省 大臣官房審議官

松崎裕司 環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課課長

高橋亮介 環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課課長補佐

高柳達 環境省 環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室  
災害廃棄物対策室災害廃棄物対策官

（オブザーバー）

内野宗揮 法務省 大臣官房審議官

望月千広 法務省 民事局民事第一課長兼民事法制企画官

大谷太 法務省 民事局民事第二課長

4. 議題：

（開会）

迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進

（閉会）

5. 議事録：

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、規制改革推進会議第2回「地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ」を開会いたします。

本日はウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。

また、本日のワーキング・グループは、内閣府の規制改革推進室のユーチューブチャン

ネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

会議中は画面をオンにし、雑音が入らないようミュートをお願いいたします。御発言の際はミュートを解除し、マイクを近づけるなどして御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら、再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、林座長、芦澤委員、川邊委員、佐藤委員、御手洗委員、井上専門委員、小針専門委員、永岡専門委員、原専門委員の本ワーキング・グループ所属委員の皆様のほか、落合委員が御出席でございます。佐藤委員におかれましては、御都合により途中退席される旨、お伺いしております。

また、オブザーバーとして法務省にも御出席いただいております。

また、環境省の御出席者について、当初は御担当の角倉次長に御出席いただく予定でしたが、急遽国会関連業務が入ったということで、御担当外ではありますけれども、大臣官房審議官でいらっしゃる小田原審議官に駆けつけていただきました。会議冒頭の短時間ではございますけれども、御出席いただくことにしておりますので、その旨、御報告をいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、林座長をお願いいたします。座長、よろしくをお願いいたします。

○林座長 ありがとうございます。林でございます。

それでは、本日の議題に入ります。本日は「迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進」について御議論いただきます。本議題については令和6年11月26日開催の地域産業活性化ワーキング・グループにおいて、実務者及び自治体の方々からヒアリングを行ったところです。

本日のワーキング・グループでは、今後の大規模災害における損壊家屋等における建物性の判断に関する点と公費解体申請手続に関する点を中心に御議論をお願いできればと存じます。進め方としては、南海トラフ地震に向けた対策を検討されている自治体や能登半島地震に対応された専門家の方のほか、環境省様からも御説明をいただいた後に質疑応答を行いたいと思います。

では、最初に高知県様から5分ほどで資料1に基づいて御説明をいただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○高知県（横山チーフ） ありがとうございます。高知県庁の環境対策課の横山と申します。

では、資料を共有させていただきます。

それでは、まず高知県の状況につきまして御説明させていただきます。

まず、1枚目のスライドなのですが、高知県で現在見込まれております建物被害の件数のスライドでございます。平成31年、少し古い数字なのですが、L2クラスの場合で、今、県内39万戸ほどお家があるのですが、全壊が約13万棟、半壊が約

10万棟で、計23万棟程度が公費解体の対象になり得る可能性があるという状況になっております。

高知県なのですけれども、住宅耐震化の補助制度を拡充するなどして、現在、耐震化率もかなり上昇してきているところなのですけれども、住宅の耐震化といいましてもあくまでも倒壊から命を守るための対策ということでございまして、恐らく今の状況でいきますと、全壊が減って半壊のほうが増えていくような状況になろうかと思っております。こちらの全壊、あるいは半壊家屋の撤去が進まないと復旧・復興が進まないということで、公費解体の体制整備というのが急務となっておりますのでございます。

また、本県の知事が昨年6月に能登半島の視察に行きました。その際に、半年近くたっても瓦礫の撤去が進んでいないということで、復興の遅れが人口流出につながるのではないかと強い危機感を持っておるところでございます。

次のスライドに移ります。公費解体を進める上で課題となるのは、所有権の問題というところでございます。憲法に規定される権利でございまして、訴訟のリスクが付きましますので、行政としては慎重かつ丁寧な対応が求められるところでございます。また、こうした人手も限られる中で23万棟という膨大な数を迅速にさばくというのはなかなか不可能に近いのかなと受け止めております。

また、被災者にとっても、被災後の気落ちした中で慣れ親しんだ家を壊さないといけないという選択をして、その上で手続を進める必要がありますので、相当な御負担ではないかと想像するところでございます。

また、能登半島で支援活動をされている方の御講演で聞いたお話にはなるのですけれども、被災者の中にはお役所の手続きみたいところが非常に難しいという方もおられると聞いておりました。福祉事務所などと連携して伴走支援みたいなのもやっているのだというお話を伺ったこともございます。こうした中で、リソース不足を補う仕組みの構築など、手続の簡素化がないとなかなか厳しいのではないのかなと考えておるところでございます。

こうした中で活用できる心強い制度としまして、不動産登記法に基づく職権滅失登記があるかと思っております。所有者の申請が原則ではあるのですけれども、地方税法に基づきまして市町村長も登記所に申し出ることが可能となっております。行政判断で所有権そのものに手を出せる唯一の制度ではないかなと受け止めておるところでございます。メリットとしましては、登記官の判断で財産権を消滅させるということでございまして、市町村の訴訟リスクが軽減できるのかなと思っております。また、輪島の朝市のように区画一括で手続を進められるというところがございます。ただし、一方で課題もありまして、本日の議題でもあります建物の滅失というところを証明しなくてはいけないということが課題と受け止めております。

4枚目になりますけれども、建物性が認められるためには3つの要件が必要とされておりました。一つが土地に定着していること、2つ目が屋根や周壁などの壁があることで、

3つ目が目的とする用途に供し得る状態にあることというところをございまして、これらの要件が失われている場合に建物ではないということで職権滅失登記が可能となりますけれども、こうした3要件は自治体の職員が判断できるとはなかなか思えませんので、やはり専門家に見てもらふ必要があるだろうと考えております。迅速な公費解体に向けて、国におかれましては、自治体の依頼に応じてこうした専門家を派遣してもらえらる仕組みを御検討いただきたいなと思っております。

また、建物性の判断とは別に、全壊や半壊といった住家の被害認定の制度がございます。例えば全壊と認定されておれば、建物性が失われているということで職権滅失登記が可能といった制度間のリンクみたいなところを少し御検討いただけないかなとも思っております。

また、冒頭申し上げたように、本県は耐震化が進んでおりまして、半壊の家屋が多く発生すると見込まれております。これらも解体となると大量の廃棄物が発生し、その処理などに労力とお金が必要になるというところをございまして、解体だけでなく修繕についても支援制度の充実があってもいいように思っております。

最後に、自治体職員でも建物性を判断できるようなデジタルツール等があれば心強いと考えております。スライド5枚目ですけれども、左側が住家の被害認定の制度で、右側がそれに関連して国のデジタルツールを開発されておるということで少し調べてきましたので貼り付けておるのですけれども、こうしたデジタルツールを建物性の判断についても使えるような取組を国において進めていただきたいなと思っております。

高知県は以上でございます。

○林座長 高知県の横山様、大変具体的な御説明と御要望をいただきましてありがとうございます。

続きまして、名古屋市様から5分ほどで資料2に基づいて御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○名古屋市（柴課長補佐） 名古屋市環境局施設課の柴でございます。資料2に基づきましてお話しさせていただきます。

本市においては、南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえまして、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を図ることを目的として名古屋市災害廃棄物処理計画を策定しております。この計画の中では、過去の地震を考慮した最大クラスの地震を主な想定被害としておりまして、被害想定として最大震度6強、最高津波水位3.3メートル、死者約1,400人、建物全壊・焼失棟数約1万5000棟、建物半壊棟数約8万4000棟、そして、災害瓦礫の発生量見込みが約800万トンとなっております。この災害瓦礫の撤去については、この計画では被災地域のうち生活域近辺から6か月以内の完了を目標としており、最終的にはおおむね3年以内の処理完了を目標とし、可能な限り早期の完了を目指すこととしております。

そのため、平時からの対策として、愛知県産業資源循環協会さんと災害廃棄物の処理について協定を結び、また、瓦礫の撤去については名古屋建設業協会さんと協定を結ぶなど、

民間業者との連携を図っており、愛知県産業資源循環協会さんとは住民用仮置き場の設置運営訓練を毎年合同で実施しております。

また、広域的な連携として、環境省中部地方環境事務所による中部ブロックの広域連携計画に基づき、愛知県を通じて相互協力体制の構築を図るため、各方面の会議、研修等に参加するなど、顔の見える関係の構築に努めております。

本市におきましては、幸いなことに近年において大規模な地震、風水害に被災しておりませんが、それゆえ経験の蓄積などが無いことから、非常時の体制を整えることに関して大変苦慮しております。被災自治体様や被災地支援自治体様などからの聞き取りなどにより、本格的な被災に備えた実務的な対応の整備が課題であると認識しております。防災部署などとも連携し、課題の洗い出しや解決のための検討を現在行っているところでございます。

そのような中、特に近年取り上げられることの多い公費解体に関しては、環境部門においては不慣れた建物の解体・撤去を主とする業務でございまして、本市の実態に即したマニュアル等の整備を早急に行いたいと考えているところですが、制度の変遷も速く、通知やマニュアルが矢継ぎ早に出されるなど、全国統一の基準がないものが多いなど、自治体側から見ると大変対応に苦慮する内容だと考えております。本日、このような場で要望させていただけることは大変ありがたいと思っております。

では、まず公費解体における建物性の判断基準について述べさせていただきます。建物性の判断については、環境省のマニュアル等によると、建物性が認められない倒壊家屋等と建物性が認められる損壊家屋等で分かれておりますが、このうち倒壊家屋等は、ほぼ住める建物ではないと判断できると思っております。

一方、判断が悩ましい建物も多く出てくると想定されますが、そのような建物性の判断を知識のない自治体職員が行うことのハードルは高く、国が主導して建物性の有無を判断する登記官などを派遣していただくか、自治体職員でも判断できる領域が広がるように、建物性の判断が悩ましい建物の事例を収集して公表していただければと思っております。例えば道路通行への支障が生じているにもかかわらず道路法が適用できない場合や、倒壊の危険等、あるいは生命や生活環境に悪影響が想定される場合は、より迅速に解体の判断をする必要があり、事例があれば自治体職員でも判断しやすいと考えます。

公費解体全般に言えることですが、業務を簡単にしないと回らないし、使われないと感じています。そのためには、AI等の最新テクノロジーを柔軟に活用するなどの方法があれば、検討してもよいかと思っております。例えばドローンで3次元映像を撮り、解析することで、建物性の有無を判断できればそれでいいですし、そもそもそういったことが活用できる技術が確立されれば、罹災証明書を取得する際の家屋調査の段階でそこまで同時にやってしまうのがいいかと思っております。家屋調査で全壊、大規模半壊、半壊などの判定をすると同時に建物性の有無の判断も同時に行い、その画像データも含め電子システムで共有すれば、その後の事務や解体手続、現場立会い等もよりスムーズにいく可能性が高いの

ではないかと思えます。

さらに、家屋調査の段階で公費解体の希望があれば、そのまま同時に申請したことになるような制度が将来的にできれば、自治体のみならず、被災者の負担軽減にもなる、究極的にはそういったところまで目指した制度設計が望まれます。

また、同様の理由から、申請書類についても可能な限り簡素化し、最低限のもののみとすることが理想だと考えます。環境省様の公費解体・撤去マニュアルに記載されている公費解体の申請書類の考え方によると、損壊家屋等の解体は私有財産の処分に当たるため、各市町村における公費解体申請事務に際しては、所有者の本人確認や建物の情報の把握を確実に行う必要があるとされておりまして、逆に言うと本人確認書類と建物の情報の把握で事足りるかと思えます。本人確認書類について、環境省の同マニュアルには、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の公的機関が発行した本人名義の顔写真付証明書の顔写真と申請者の顔を目視で照合することが考えられる。一般に、不動産取引などにおいて、実印の押捺、印鑑登録証明書の添付が本人確認の方法として利用されることもあるが、公費解体の申請者の本人確認の方法は必ずしもそれに限定されるものではないとされておりまして、実印の押捺、印鑑登録証明書は必須とはされておりませんが、であれば、それらが最初から必要ないことをマニュアルなり指針なりに明記していただいたほうが市町村の負担は軽減されると考えております。

また、公費解体の申請は基本的に罹災証明書を取得した後に行われるものであり、究極的には、申請の際には建物情報の把握のための罹災証明書と本人確認書類さえあれば、また、東日本大震災のときのように津波などによる本人確認書類なども流失してない場合は、特別に罹災証明書だけでもいいかと思えますが、将来的に罹災証明やその他の情報が連携された電子システムが構築されれば、罹災証明の提出も不要になると考えており、今でもそういったシステムは開発されていたり検討されていたりすると聞いたことがあります。極力ワンストップで対応できるシステム等を構築していただき、全国一律に導入されるように願います。

環境省の同マニュアルには、公費解体の申請に係る提出書類について、環境省において特段の指定はしていないという一文がありますが、ある意味指定されるほうが望ましいかと考えております。制度が全国でばらばらになりますし、市町村が各自で判断しなければならず、余計な負担が生じます。現在、環境省でもそのようなことが検討されると聞いておりまして、早急な改正がされることを望みます。

以上で名古屋市からの発表を終了させていただきます。ありがとうございました。

○林座長 ありがとうございます。名古屋市の柴様、具体的な御提案、御要望をいただきましてありがとうございます。

続きまして、日本土地家屋調査士会連合会常任理事、石野様から3分ほどで資料3に基づいて御説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○日本土地家屋調査士連合会（石野常任理事） 石野です。よろしく願いいたします。

画面共有はできていますでしょうか。

それでは、資料に従いまして進めさせていただきます。日本土地家屋調査士会連合会常任理事の石野でございます。私は地元、石川県金沢市において土地家屋調査士をしております。今回、このような機会を頂戴しまして感謝を申し上げるとともに、石川県民の一人として、能登半島地震に対しまして多くの御支援をいただきましたこと、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

では、早速資料に基づいて進めさせていただきます。こちらは土地家屋調査士が能登地震において特に公費解体関連で実施させていただいた事項を記載させていただきました。法務局からの発注により現地調査、建物滅失調査というのを実施しました。こちらの右側の写真のどちらも、罹災証明においては全壊認定をされております。上の写真が瓦礫の状態になっているので建物性がないよということで、下のほうが一部壊れているが建物性があると。しかしながら、被害認定の調査の基準においては全壊認定にされている。どちらも全壊で、このような差があるということも皆さんに御理解いただきたいと思っております。

それらを踏まえた上で、我々からの提案というわけではございませんけれども、まずは自治体職員は本当に何度も行った中ですごく疲弊されていますし、さっきのお二方の発言にもございましたように、自治体の方に判断させるというのは非常に難しい部分もあろうかと思っております。そういった意味では、登記官や土地家屋調査士、いわゆる専門家を派遣するというのは有効かとは思いますが。こちらをつくったときには法務局の登記官も現地に行けばいいかなと思っていましたけれども、冷静になって考えてみますと、登記官というのは不動産登記の最後の番人みたいなところもございまして、我々土地家屋調査士が現地調査を実施し、それを踏まえて市町村、自治体から建物滅失の申出を行い、最後に登記官がチェックをするという、財産権の喪失という重大な事項を扱いますので、やはりダブルチェックの体制みたいなもので念には念を入れてというシステムも必要かとは思いますが、登記官を派遣するとここには書いてありますけれども、私自身としてはちょっと消極的に考えております。

もう一つは、先ほども名古屋市さんもお話しされていましたが、全壊になっていきますけれども、全壊の中でもさっきの写真の上のように、完全に壊れている倒壊というものもありますし、また一方、修繕すれば使えるようなものもございまして。そういった中で、完全に建物性がないというのは全壊のカテゴリーではなくて、さらにその中の倒壊というカテゴリーをつくって、そちらのほうは速やかに滅失登記に持っていけるようなカテゴリーをつくる必要があるのではないかと思います。

もう一つ、3点目ですけれども、こちらは実際私自身がすごく苦労したところなのですが、罹災証明であつたり公費解体の申請、または登記簿のデータという書かれている物件表示、土地の所在、建物の所在地であつたり家屋番号といった情報というのが微妙に違っていたりするのです。これが一致していればスムーズにぼんぼんと言いますけれども、そちらはちょっと揺れ表記というわけではありませんけれども、かなり間違っている

部分もありますし、そちらの手直しにすごく時間をかけられたという反省点もございますので、そういったときに、まず申請段階に土地家屋調査士等の資格者を入れることによってチェックを行う、書類を事前にチェックをするということで、トータルしたら仕上がりといいますか、復旧・復興のスピードが速まるのではないかと感じましたので、この3点に関して提案させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○林座長 日調連の石野様、実際の能登半島地震に対応された御経験を踏まえて具体的な御提案をいただき、ありがとうございます。

続きまして、環境省から5分ほどで資料4に基づいて御説明をお願いいたします。

○環境省（松崎課長） 環境省です。

それでは、資料4で御説明いたします。前回、11月のワーキングでも御説明させていただきました資料に一部重複するところがございますが、そのスライドはかいつまんでということで、第1回目の資料にはなかった点を中心に、あとは進捗の状況も併せて御報告いたします。

おめくりいただきまして、1ページ目です。まず、全体像としての現在の令和6年能登半島地震等における公費解体の現在の足元の状況です。上の囲みにハイライトしてはいますが、今年1月末に石川県のほうで公費解体の加速化プランを改定しまして、解体見込棟数の見直しを行うとともに処理体制の充実・強化などを行い、公費解体と災害廃棄物の円滑・迅速、適正な処理を進めているところです。今年2月に大雪の影響で一時ペースダウンしましたが、右下のグラフにございますとおり、3月末までほぼ計画どおり、もしくは計画を少し上回るようなペースで進捗しておりまして、3月末までの累計目標を達成している状況で、3月末時点で申請棟数に対して50%強、6割弱の完了という状況でございます。引き続き、今年10月末の原則解体完了、今年度末の災害廃棄物の処理完了に向けて、石川県と連携して被災市町を支援してまいります。

次のページをお願いします。先ほどの御説明にも出てきましたが、公費解体・撤去マニュアルにつきましては、1月末に策定して以降、合計4度の改定を行っております。こちらもお話が出てきましたが、5月28日に法務省さんと連携して多大な御協力をいただきまして、連名の事務連絡を発出させていただいております。

次のページをお願いします。公費解体に関して、全体像として流れがどうなっているかというのを一枚にまとめたものでございまして、公費解体の相談・申請から始まりまして、①から⑧まで、解体工事終了、支払いまでここに挙げられているようなステップがございます。それぞれに関して課題が今年の春から夏にかけていろいろ出てきましたが、1つずつこれを着手、対処方法を提示して、ボトルネックの解消を行ってまいりました。ここでは左側の主な課題の申請受付の円滑化、同意の取得等々について重点的に御説明いたします。

次の4ページをお願いします。申請受付の円滑化に関しましては、いろいろな多岐にわ

たる改定の中で内容の充実を図ってまいりました。申請書類の合理化が主に左側、右側が主に補助対象の考え方の整理でございます。

このうち申請書類の合理化につきまして、次のページでさらに御説明させていただきます。公費解体に関しましては、家屋の解体というのは私有財産の処分ということで原則所有者責任で行うのですけれども、災害の復興に当たって災害廃棄物処理事業の補助金を活用することによって全壊、今回の災害は半壊家屋も対象ですが、解体を実施することができるとい状況です。私有財産の処分に当たるといことで、所有者の本人確認、建物の状況の把握の確実な実施が必要となります。

所有者の本人確認、委任状も含めてですけれども委任者も含めてですが、先ほどの御説明にありましてとおり、実印の捺印、印鑑登録の添付が必要というのが一般的でございますが、このマニュアルの中で合理化を図りまして、例えばいことで運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の顔写真付の証明書の写真と照合するいことをお示ししてありまして、具体的に例示させていただいていすけれども、このマニュアルで公費解体申請の提出書類について特段の指定を環境省からしているものではございません。それぞれの自治体の実務に応じてそのアレンジいのは可能にありまして。

次のページ、所有者全員の同意取得ですけれども、こちらについては5月28日の法務省連携の事務連絡により、倒壊家屋等とありますが、建物性が失われていることが確認できる、判断されるものに関しては、所有者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能であるい形で整理させていただいてありまして、それ以外の家屋に関しましても、民法の制度などを利用して取り組んでいただきたいいことでお示ししてありまして。

次の7ページ目ですけれども、行政書士、司法書士、そして今回御参加いただいていすけれども土地家屋調査士に関しても活用は重要だと考えてありまして、上の囲みにあるように、それぞれにありていろいろな助言、あとは調査等を行うことができますので、こちらの環境省のマニュアルにおいてもこれらの士業の方々に対しての委託費用いのは必要なものであるいことであれば補助対象となるいことで周知させていただいてありまして。

最後のページは事務連絡の概要でございます。最後のページに、法務省さんに御協力いいただいて、建物性が認められない例いことで分かりやすい例として4例、アからエまで御提示いただきまして、この写真も含めて事務連絡、マニュアルに記載させていただいてありまして。

環境省からは以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

また、本日、建物性の判断、公費解体申請書類について、過去の被災自治体からの御指摘、御要望をまとめてありまして、事務局から資料5に基づいて簡単に御説明を願います。

○事務局 事務局でございます。時間も押しておりますので、今まで出てきていなかった論点を中心に御紹介したいと思います。こちらは能登半島地震に限らず、過去の熊本地震、東日本大震災の自治体に我々のほうで聞き取りをさせていただいたものでございます。

まず、1つ目の箱でございますけれども、2つ目のポツの最後でございますように、いわゆるリソース不足については小規模な自治体では特に必要ということで、自治体の規模に応じてこの辺りのニーズは異なる可能性はあるかなと考えてございます。

また、3つ目の箱の「その他」の※のところを書かせていただいておりますように、建物性がないという判断ができた場合には、そういったものは大体迅速に解体する必要があるものが多いので、その点でも早めに判断ができるとよいという御意見をいただいているところでございます。

公費解体申請の書類については、全体として少ないほうがいいというのはこれまで御意見が出てきたところでございますけれども、次ページでございます。先ほど環境省さんからも御説明があったように、こちらは自治体によってやり方が若干異なるので、それぞれの自治体に対応した御意見ということになるかと思っております。

こちらで紹介しておりますのは、各書類について、省略であったり、必ずしもそのタイミングでは必要ないのではないかとということで各自治体の例を幾つか紹介させていただいております。例えば2ポツでございますけれども、職員が写真撮影を行っているといった事例でございますとか、一番上の箱の4ポツ、最後の箱のところ、事前立会のところで確認をしているなどの事例もお聞きしております。

また、本人確認書類については先ほどある程度明示しておりますという御説明がございましたけれども、そこは過渡期の問題かもしれませんけれども、下から2行目辺りにあります※にございますように、ルールが改善されてもそのままやり続ける必要があったというお声も聞こえておるところでございますので、今後はある程度恒常的なルールというのが必要かもしれないと考えてございます。

最後の登記事項証明や罹災証明については、システムが使えるまたは開発されるということ的前提に行政・自治体内で融通ができるのではないかといたった御意見もいただいているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。限られた時間のため、御質問、御回答ともに簡潔にお願いしたいと思います。また、時間の関係上指名できない場合には、事務局へ書面にて質問を御提出いただく機会を設けたいと思います。

それでは、最初に公費解体申請書類について御質問のある方、挙手をお願いいたします。御手洗委員、お願いいたします。

○御手洗委員 御手洗でございます。よろしくをお願いいたします。

私からは環境省さんへの質問なのですけれども、公費解体申請書類については11月の

ワーキング・グループでも私からも意見書を出させていただいたところです。その意見書にも盛り込ませていただいたのですけれども、私も気仙沼市におりますのでよく見聞きするところですのでけれども、災害時、自治体の皆さんは本当に目の前の被災した皆さんを前にして様々な判断をしなくてはいけなくて、本当に多忙を極めるところでいらっしゃると思いますので、申請書類については可能な限り自治体の判断が少なくなるように、標準的な様式や書式といったものを、それもなるべく簡素なものを国で定めて、被災自治体が早急に公費解体対応に入れるように準備しておくことがよろしいかなと思います。

一方で、自治体が独自に判断する裁量を残すといいますか、釈迦に説法かと思いますけれども、災害というのは本当に、津波による被害なのか、火災による被害なのか、地震による被害なのか等によっても全く違う様相を呈するものでございますし、被災の程度も違うと思いますので、自治体が独自に判断する裁量を残すということで、併せて、時と場合によって自治体で判断するにということをごきちんとして明記していただくなどして独自の判断ができるようにしていただくのがいいかなと思っております。

これは11月のワーキングで気仙沼市さんから運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの公的機関が発行した顔付本人確認書類を避難所に持ち出せないことも多いという御発表もあったかと思うのですけれども、そのような場合にも公費解体申請ができるように、例えば申請書類の住所、氏名と国民年金や国保等の自治体が有する情報と突合して、問題なければ対応するというのも一案なのかなと思います。気仙沼市ではそのように対応したということをおっしゃられていたかと思っております。

できるだけ現場での判断がシンプルになるように、また、簡素に進められるガイドラインと自治体が独自に判断できる裁量の余地と、両方を担保するようなガイドラインを御用意いただけるとよろしいのかなと思っております。

要望でございました。よろしくお願いたします。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、環境省様、ただいまの御質問と御要望について御回答をお願いいたします。

○環境省（松崎課長） 環境省でございます。御手洗委員、御意見、コメントありがとうございます。

まず、マニュアルに関していろいろ改定させていただきつつ、今、被災自治体でまさに現場の最前線でそれぞれの自治体さんはいろいろ工夫しながら取り組まれています。環境省としては、今、いろいろと改定してきたマニュアルに沿って能登半島地震の円滑・適正・迅速な対応を行っていくということが重要だと考えております。

その上で、今後発生が予想される巨大災害や大規模災害における大量な家屋の倒壊・損壊の発生というのも考えられますので、今後の大規模災害に備えまして、申請手続のさらなる円滑化などの観点から、先ほど委員からもありましたが、自治体の皆様による判断の余地を残した上で、公費解体申請時の必要書類に関して可能な範囲での合理化、標準化などについて改めて検討していく考えでございます。

その上で、委員御指摘の本人確認方法ですけれども、先ほども申し上げましたが、所有者の本人確認というのは、過去にも誤解体というのもございましたので確実にやる必要があるのですけれども、マニュアルでの例示については先ほど説明したとおりでありますけれども、今回、事例で挙げていただいた、例えば顔写真のない本人確認書類に関しましては、いかに誤解体を防止するか、確認を確実に確保するかという観点を十分踏まえつつ、現在、自治体や金融機関での手続において本人確認書類がどのように取り扱われているかということも踏まえた上で丁寧な検討・対応が必要だと考えておりますので、そういう点も念頭に置きつつ、合理化等に関して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○御手洗委員 ありがとうございます。

最後の部分なのですけれども、災害時、顔写真付の証明書を必ずしも持って避難できていないというケースもあるかと思えます。誤解体の例も過去にあったということですから、例えば不動産売買の場合などでも、よく周りの人にこの人は本当にこの人ですよと近所の人に言っていただくことで本人確認の裏を取るみたいなこともあるかと思えますけれども、ぜひそういった、必ずしも書類に頼らない本人確認方法ということについてもぜひ御検討いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○林座長 ありがとうございます。

○環境省（松崎課長） ありがとうございます。一瞬だけです。

今の現場の運用というお話だったと思うのですけれども、それがまさに自治体の現場の判断で対処していくということで、これは現場の職員の方、コミュニティーの中でしか判断できない部分ですので、そういう余地はやはりあったほうがいいという御意見についてはよく理解しております。

その上で、本人確認の点に関しては、さっき申し上げたようにこれは私有財産という財産の取扱いですので、実際に金融機関での手続に関しての取扱いの例も踏まえて丁寧に対応していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○御手洗委員 ありがとうございます。

○林座長 ありがとうございます。

そのほかに公費解体申請書類について御質問のある方はいらっしゃいますか。

それでは、小針委員、芦澤委員の順番でお願いします。

○小針専門委員 私は後でいいです。失礼しました。リアクションを間違えました。

○林座長 分かりました。

芦澤委員も公費解体申請書類についての御質問ですか。

○芦澤委員 はい。お願いいたします。

○林座長 お願いします。

○芦澤委員 ありがとうございます。

公費解体申請なのですけれども、共有者が複数人いる場合というところで、申請時に複数人がいる場合の同意取得というものがどうかというところなのですけれども、もし必要ということになりますと、こちらの同意は非常に手続が大変なのではないかなと思います。

環境省さんに御質問なのですけれども、こういった手続面で共有者同意以外の書類を先に申請として出していただき、その上で共有者の同意が必要なものに対して出していただくという建物性の判断を先にして共有者の同意が必要であれば出すという流れに統一したほうがよろしいのではないかなとも考えられるかなと思うわけなのですけれども、この辺りはどのようにお考えになっておられるかというところで、手順を公費解体・撤去マニュアルに提示していただけると、今後、被災自治体にとっても参考になるのかなと思う中でお考えをお聞かせいただければと思います。

○林座長 ただいまの点、環境省様、いかがでしょうか。

○環境省（松崎課長） 芦澤委員、ありがとうございます。

今の点、公費解体の申請という点と建物性の件と、両方キーワードが出てきたと思います。先ほど申し上げたように、現場のほうで円滑化・合理化の観点で今後の災害に備えて検討していくと申し上げましたが、実は所有者というか、それぞれの家屋によって実は千差万別で、それは建物性の違いもありますし、全壊・半壊の件もありますし、あとは全壊でも半壊でも、解体をしたいのだけれども修繕のお話も一部ありましたが、そういうものでいろいろ悩まれる方も結構多岐にわたります。

そういう観点で見たときに、今おっしゃっていただいた視点というのは一つあるかと思うのですけれども、申請のときには逆に1回で申請をまとめて行うというほうが合理的な場合ももちろんありますので、2回に分けてということについては、ケースによってはそういうことが現場レベルで効率的な場合もありますし、1回でやっていくということもあるかと思うので、その点は結局それが複数になると自治体側の負担にもなるし、申請者側の負担にもなるのですけれども、そこはケース・バイ・ケースという言葉を念頭に置いて、マニュアルというのは標準的なものを示していくということですので、その点は十分考慮する必要があるかなと考えています。

その上で、建物性の有無の件に関しては、この後、2つ目のテーマで出てくると思うのですけれども、この有無の判断に関して、我々は法務省さんと連携して本当に多大な御協力をいただいて、建物性についてお示しできる範囲を法務省さんからその時点でお示しいただきました。この建物性の要件や代表的な4つの例ということについて、分かりやすい例なのですけれども、例えばこれ以外にどこまで知見が蓄積されているかというのは我々も知見を持っていない立場なのですけれども、この判断に関して新たな知見を活用可能な手法というのがもしあれば、法務省さんや土地家屋調査士さんからも知見や情報提供をいただきながら対応を考えていきたいなと思います。

ちょっと総論的な回答になりましたが、以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

芦澤先生、建物性判断の議論にももう入ってしまったので、この建物性判断についての御質問もこの後、受け付けていきたいと思いますが、今の点で何かさら問いはございますか。

○芦澤委員 いえ、大丈夫です。自治体等の裁量を残す必要があるということも分かりますし、2度の手間というところに対する考え方もあると思いますが、あくまで迅速な手続ということと、再三申し上げますけれども、複数人の合意というのは大変だと思うのですね。そちらのところで手続が止まることがないような形というのは考えられるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○環境省（松崎課長） ありがとうございます。

端的にですけれども、複数の共有者がいらっしゃる場合、今回の事務連絡で、建物性が失われていると判断された場合は全員の同意の添付書類は不要だという形で整理させていただきました。

それ以外に共有者が複数いらっしゃる場合もあって、その際には所有者や法定相続人の特定の調査が必要なのですね。その件に関しては、自治体のほうでもなかなかマンパワーが難しい点がございますので、環境省の資料にもございましたけれども、行政書士さん等にその部分をアウトソーシングして委託する場合に、災害廃棄物処理補助金の事業の一環として補助対象とするという形で、今回の能登半島地震におきましても複数の被災市町さんで活用いただいておりますので、その点もマニュアルで書かせていただいておりますけれども、今後の災害の際にそれを被災された自治体さんが最初から認識した上で積極的に活用いただけるような形で周知するということが大事だと思いますので、対応していきたいと思います。

ありがとうございます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。建物性の判断について御質問のある方、挙手をお願いします。

では、落合委員、川邊委員、小針委員の順でお願いします。

○落合委員 どうもいろいろ御説明ありがとうございます。私からは建物性の観点で3つほどお伺いしたいと思っております。

本日も改めて御出席いただいた自治体の方々からも建物性の判断を自治体職員が行うことが難しいというところのお話はあったように思っております。現行の公費解体・撤去マニュアルについては、現行のものでも例えば第5版の10ページといったところに建物性の判断を登記官に依頼できる旨が記載されておりますが、しかしながら、記載の内容というか、目立つように書かれているのかという問題かもしれませんが、少し分かりにくいのではないかと思っております。この建物性の判断を登記官に依頼できるというところを分かりやすく記載したり、もう少し大きく打ち出させていただいたりといったところが必要で

はないかと思いますが、いかがでしょうかというのがまず1つ目です。

第2点目としましては、環境省様の御発表の中で建物性の判断の土地家屋調査士への委託費用が補助対象になるということが同じくマニュアルに記載されているということでした。明確にどこがそうなのかということもあるのかなと見受けられますが、それ以上に、実際に石野先生の御発表の中でも自治体からの依頼を受けたことはないということですので、知らない自治体の方も多いいということまでは少なくとも明らかではないかと思いますが、せっかくの良い仕組みであるはずなのですが、それを分からないと使われることはありませんので、登記官に限らず土地家屋調査士にも依頼可能な旨であったり、補助対象になるような旨というのをマニュアル上分かりやすく記載していただいて、被災自治体の負担を軽減していただければと思います。今の2点については環境省様、法務省様にそれぞれお伺いしたいです。

3点目も環境省様、法務省様の両方ですが、災害に関する住家の被害認定基準運用指針が昨年5月に改定されておりまして、住宅被害認定に関するデジタル技術活用についても盛り込まれている部分がございます。実際に今回の御出席の自治体からもございましたが、被害認定と同様に建物性の判断についてもAIやデジタルを積極的に活用していくということは、判断のばらつきを抑えるということにもつながるのではないかと考えております。昨年報道されていたところによりますと、こういったデジタル技術を活用したツールというものを進めている事業者などもいるところでありまして、被害認定のAI解析に関する技術と同じような技術で建物性の判断もAI判定でできるのではないかとおもわれますが、こういったツールの開発や活用が進むような方策の検討というものについてどうお考えになれるかというのも併せてお伺いしたいと思いました。

以上です。

○林座長 ありがとうございます。

では、川邊委員、御質問をお願いします。

○川邊委員 建物性の判断について同様に法務省さんに要望みたいところと、環境省さんもコメントがあればお願いします。建物性の判断についてですけれども、現場の自治体ではもともと人手が制限されている中で、被災時ですから様々な対応に追われて調査が後手になることが想像もできますし、実際にいろいろな現場で起きていることかなと思います。公費解体の申請が始まる前から法務局さんから被災自治体に先回りで声をかけていただいて、必要に応じて登記官や土地家屋調査士を派遣していただければ、建物性の判断もスムーズになるのではないのでしょうか。昨年の国会でも職権消失登記の実施に加えて専門家を積極的に起用するという前向きな御発言があったと承知していますけれども、ぜひその要請を待つのではなく、国主導で柔軟に動ける体制を考えていただければと考えております。

以上です。

○林座長 ありがとうございます。

では、小針委員、お願いいたします。

○小針専門委員 小針です。御説明等ありがとうございます。

名古屋市さんの資料に住居の被害認定と建物性の判断の同時実施ということがありましたが、そこに関連して日調連の石野様に御確認をさせていただきたいのが、現状、現場で確認等をする際に、ここというのは今、同じ形で同時で行われるような形になっているのか、今の仕組みだとその辺りが難しく、先ほど倒壊というカテゴリーがあったほうがいいという御発言があったと思うのですが、そこを踏まえてこの部分というのは非常にできたほうがいいと思うところであるので、具体的にどういうものなのかということがありましたら、石野様に御発言をいただいた上で、そこに対して環境省様、法務省様からどのようにお考えかということで御回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、まず落合委員から環境省、法務省様に3点御質問があり、また、同じく環境省、法務省様に川邊委員からの御質問、また、小針委員からは石野様への質問に関連して環境省、法務省様への御質問というのがありましたので、まずは環境省様から順番にいただいた質問について御回答いただけますでしょうか。

○環境省（松崎課長） ありがとうございます。順次御回答させていただいて、その次に法務省さんから御回答いただければと思います。

まず、落合委員から3点いただきました。まず1点目は、建物性の判断に関してマニュアルで登記官への依頼について書いているけれども、もう少し分かりやすくしたほうがいいのではないかとこの点でございます。実はこのマニュアル前段の事務連絡のこの書きぶりは、建物性の判断に関する点、また、登記官や職権滅失登記、あとは地方税法のところについては法務省さんが所管しているということで、この書きぶりについてはいろいろやり取りさせていただいて法務省さんから御記載いただいて、正確に書くというのと分かりやすくという両面を念頭に置きながら書き込んで盛り込んでいただいたと理解しております。

そういう意味では、我々としては理解はしているのですけれども、この後、法務省さんのほうで分かりやすくという観点で何かコメントいただけることがありましたら、お願いできたらと思います。

2点目は、マニュアルのほうで土地家屋調査士に依頼可能であるということをもう少し明確に書いたほうがいいのではないかとこのことだったかと思えます。行政書士、司法書士、そして土地家屋調査士に対して、それぞれができる業務に関して補助金の対象になるということについてはマニュアルに包括的に記載しております、かつ、土地家屋調査士さんに今、フォーカスを当てていると思えますので、土地家屋調査士に委託する場合は補助金対象であるということについては司法書士、行政書士の件と併せて、石川県、あと奥能登で特に被害の大きい6市町で会議を行う場というのは定期的にあるのですけれども、そういう場などを通じて市町さんに周知をさせていただいております。これができたとき

も周知させていただいております、6市町としてはこの内容については御存じかとは思いますが、マニュアル等でよくあることが、人が替わったり時期が過ぎると、皆様はいっぱい業務をやっていてその記載内容について忘れることも含めて考えられますので、その点は引き続き必要な周知をしっかりとやっていきたいと考えております。

3点目に関しましてはAI、デジタルの話ですけれども、我々としても今後、いろいろな見直しの検討をしていくに当たって、建物性の判断の際に、今挙げられている4つの類型のほかに技術的事項としてどういうものが活用可能かということについては、もし法務省さん、土地家屋調査士さんのほうで現場で活用可能な新たな手法というのがございましたら、御提供いただければ、その内容も踏まえてまた法務省さん等と連携しながら検討していきたいと思っておりますが、この点に関しても法務省さんのほうでコメントいただければと思います。

続きまして、川邊委員からの御質問、御指摘でございます。要は登記官の方々や土地家屋調査士さんの積極的な活用という意味ですけれども、実は今回の能登半島地震において、法務省本省と連携しながら、地方法務局の登記官の方々に環境省で派遣している職員と一緒に被災6市町の特に被害の大きいところを回らせていただいて、こういう制度があるのですよと事務連絡と併せて実務的にはこうだよということを御説明させていただいております。多分その趣旨かなと思いますので、そこでそれぞれの市町さんでその活用の検討をいただいて、例えば輪島朝市については面的に滅失登記するということで実際に実務に生かされたと承知しております。

土地家屋調査士さんに関しましても、我々ともやり取りをさせていただきながら、石川県が統括しているのですけれども、石川県さんともやり取りさせていただきながら、我々もこういう制度が補助対象だよということもさせていただいております。今後に関しても、こういう制度をしっかりと周知して御理解いただく、認知いただくということも大事だと思いますので、その点は我々としてもしっかりと受け止めつつ、マニュアルの適宜の改定に併せて情報等をいかにしっかりと伝えるかということについても工夫していきたいと考えています。

最後の3点目ですけれども、小針委員からのお話でした。住家の被害の認定というのは罹災証明と一体のものなのですけれども、それぞれの政府の役割分担で言いますと、これは内閣府防災のほうで住家被害の認定基準についても非常に詳細に定められてございます。それに基づきまして全壊、半壊等の認定がされて罹災証明が出されるということで、まずは家屋としての被害認定というのがこの目的です。これを踏まえて被災者生活再建の支援の制度等々のいろいろな制度につながっていくという意味では、そちらのほうに連動していくものだと私どもの理解では承知しています。それを全部含めて内閣府防災の所管です。

建物性の判断というのは、先ほど全壊等々の話がありましたけれども、これも事務連絡を去年出したときに法務省さんといろいろやり取りしたのですけれども、ほかの事例も紹介したと思うのですが、必ずしも全壊だからといって建物性が失われているというわけで

はないケースもある。昨年の5月に出していただいたときには非常に分かりやすい例だったのですけれども、全壊の場合でこの4類型に当たらないもので何か建物性がないと判断できるものがあるかということもいろいろお聞きしたのですけれども、その時点では分かりやすい例としてはこの4事例だということで法務省さんからいただきました。

この点に関しましては、もう少しいろいろ知見がたまってきて何か活用できることがありましたら、事務連絡かマニュアルに反映していきたいと思えますし、あとは住家被害の話と建物性の判断というのはそれぞれ目的が違っているということもあって、御趣旨については理解はさせていただいたのですけれども、それぞれ所掌が司司で違う点もありますので、私ども環境省の立場でこれについてこうしていくべきだ、こうしていったらいいのではないかと申し上げられるマndेटがなかなか限られているということで、その点は御理解いただければと思えますが、いずれにしてもいろいろな技術が進んでいく中での対応というのは重要だと思えますので、その点は法務省さんとも連携しつつ、内閣府防災さんの制度もいろいろありますので、その点についてはコミュニケーションを取りながら対応していきたいと思えます。

以上です。長くなりましてすみません。

○林座長 ありがとうございます。

すみません、時間が2時になっているのですが、もう少し延長をお願いしたいと思えます。

法務省様、ただいま環境省様から法務省の所管というお話が結構あったのですけれども、落合委員からの3つの質問、川邊委員、小針委員からの質問についての回答をお願いします。

○法務省（大谷課長） 民事局民事第二課長の太谷と申します。

まず、落合委員からの最初の2つの点は、マニュアルのことでございました。この公費解体マニュアルの10ページにおきまして、職権滅失登記の実施に当たっては、地方税法381条7項に基づき市町村から法務局に対して同項に定める申出をすることによって迅速な処理につながるということが書いてございます。この381条7項というお話でございませすけれども、これは市町村長が登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合には、登記所に修正その他の措置を取るべきことを申し出ることができる旨の規定がされておりまして、職権滅失登記の関係では、登記された特定の建物が滅失した疑いがある場合に、登記所に職権滅失登記の調査をすることを申し出るということを意味しております。記載表現が分かりにくいという御指摘も踏まえまして、これも環境省さんと御相談して次のマニュアルの改定の機会にまた考えていきたいと考えております。

また、もう一つの調査士の補助の関係でございませす。これは先ほどの環境省さんの御回答のとおりかと思えます。

それから、AI、デジタル技術の活用につきましても、建物性の認定というのは公費解体の制度とは直接関係がないというところでありませすけれども、公費解体の場面において

どういふデジタル技術の活用ができるかということにつきましては、所管されている環境省と御相談しながらどういふことが言えるかということについてまた考えていきたいと思っております。

2点目の川邊委員からの登記官が先回りしてプッシュ型で建物性の認定をしてはどうかということかと理解をいたしました。昨年の環境省さんとの連名での事務連絡では、被災によって建物性が失われた場合には建物所有権が消滅するので、共有者の同意がなくても公費解体ができるということをも明記するとともに、一般にどのような場合に建物性が失われたと言えるかについて分かりやすい4つの例をお示しして、これは建物所有者御本人や市町村の職員でも容易に判別することができる基準としてお示しをしたところでございます。多くのケースではこの例を参照して判断をしていただくことが可能になったものと考えております。

他方で、建物性が失われたという判断は、重要な財産権である建物所有権の喪失に直結するものでありますので、公費解体の必要性とは別個に慎重に行われるべきところでございます。建物性の判断に迷うようなケースでは、訴訟リスクのお話もありましたが、無理に建物性の喪失を認定するのではなくて、宣誓書方式を活用するなどして公費解体の円滑化を図ることとされているものと理解をしております。

その上で、市町村が建物性の判断に迷う建物が多くあるエリアについて、登記官が市町村の求めに応じて登記された建物について職権滅失登記を行って、公費解体の円滑化に寄与しているところがございます。先回りしてという御発言がございましたが、まさに今回の能登半島地震も発災後1月以内の間に職権滅失登記という仕組みがございますということについては被災県の自治体の方々にも御説明をして、こういうことができますということはお話をしていたところがございます。

市町村の求めを待たずに建物性判断をどんどんしていけばいいのではないかという御指摘もあるかと思っておりますけれども、それにつきましては、登記官がやる仕事というのは登記の滅失の仕事でありますので、どの建物が登記されていて、どの建物が登記されていないかということ踏まえながら判断をしていく必要がございますので、あくまでも求めをいただいた上でやるというのが効率性の意味でも必要かなと思っております。他方で、公費解体の円滑化に向けましては、登記の有無にかかわらず、土地家屋調査士の皆様は建物の有無を判断することができますので、先ほどマニュアルの改定の話もございましたけれども、能登半島地震においても、また、今後の震災等におきましても、土地家屋調査士の活用が求められる部分があると思っております。法務省といたしましても、土地家屋調査士制度を所管する立場から、その活用についてしっかりと協力していきたいと考えております。

最後に、小針委員からございましたけれども、我々は職権滅失登記をする建物性の喪失について、これはあくまでもこういう場合は建物所有権の喪失をしますということでございまして、公費解体の円滑化にある程度活用ができるということではあります。公費解

体の仕組み自体とは異なりますので、これをどのように扱っていくかにつきましては、所管されている環境省さんの検討に必要な協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

小針委員からは石野様にも御質問があったかと思うのですけれども、御回答いただけますか。

○日本土地家屋調査士連合会（石野常任理事） 石野です。小針委員からの御質問に回答させていただきます。

今回の能登地震においては、タイミング的なものもすごくあったのですけれども、まず罹災証明というのが発災直後1月から2月、3月、4月、最後のほうは5月ぐらいまでになっております。この時点では、地元の石川県土地家屋調査士会としても一応ある程度提案はしたものの、実際に罹災証明の調査に随行するということはございませでした。5月の後にある程度現地に行ける状況になってから、5月末に石川会としても珠洲市及び内灘町に関して罹災証明の調査に行っております。その後今回の環境省さん、法務省さんからの文書が出まして、それを基に石川県の方、石川県土地家屋調査士会の会長、私で能登のほうの市町村に回ってきました。こういうこともあるのでぜひ我々を活用してくださいという営業のようなことで案内はしてまいりました。

ただ、自治体の方も本当に目の前の仕事でアップアップになっている状態というのを感じられましたし、いきなりこんな新しい制度ができましたといってもちょっと対応しづらかったところは重々あろうかとは思いますが。そういった意味ではこの文書も出まして、こういう滅失調査という建物性の認定ということも踏まえながら、今後の災害においては初期の段階から我々が積極的に関与することによってすごく判断というのが楽にスムーズになろうかとは思いますが。こちらで私の発言の中にもありました全壊の中でも倒壊というカテゴリーをつくっていただければ、そちらの認定をすればよりスムーズに進めることができるかとは思いますが。

以上となります。

○林座長 ありがとうございます。

落合委員、川邊委員、小針委員、さら問いか御意見はよろしいですか。

○落合委員 では、共通してですけれども、基本的に今後さらに使いやすくする形でお考えいただけるという方向ではあると思いましたが、それはありがとうございます。

ただ、マニュアル自体は法令の解釈を示すことだけが目的ではないと思っております、つまりこれはアウトソーシングをしないと事務が進められないところを、できるだけそちらのほうをちゃんと選択してもらって、そういう業務を取り入れてもらうために作っている文書だと思いますので、そうであるとすると、細かい内容自体もそうなのですけれども、例えばこういう形で業務をアウトソーシングできますよということは、自治体で事業をする中でどういうリソースを使えるのか、というのを考えるのは割と基本的要素になったり

すると思いますので、そういうものがちゃんと目立つような項目を立てていただくといったことも含めてやっていただけるといいかと思いましたが、技術の点に関しては、例えば目視点検だったりといったことについては、デジタル庁などでも一斉点検を行っていた中の7項目の中に関連するものもありそうだと思いますので、法務省様、環境省様のほうでも必要に応じてデジタル庁などとも話をさせていただいて、ぜひ技術の把握であったり新技術の利用というのも進めていただけるといいかなと思いました。

以上、全て意見です。

○林座長 ありがとうございます。

川邊委員はよろしいですか。

では、小針委員、手を挙げていらっしゃいますね。

○小針専門委員 ありがとうございます。

皆様、御回答ありがとうございました。各省庁の方のそれぞれに目的が違うということ自体はあって、それぞれに見なくてはいけない部分というのがあるというのは承知の上で、現場で実際に確認作業等を行う上では、同じことをやっているというケースもあるなどいうか、やっていること自体は同じということも相応にあると思うので、それぞれにおいてやらなくてはいけないということではなくて、一回その現場を見るというときにそれぞれに対して対応ができるといったオペレーションの工夫なのか、マニュアルの作り方なのかがあると思うのですけれども、実際の現場の作業の負担がなるべく軽くなるような形で工夫をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○林座長 ありがとうございます。

今日、自治体の名古屋市、高知県様から具体的な御要望をいただきましたが、ここまでの環境省、法務省の御回答を聞いて御意見はございますか。高知県様、いかがでしょうか。

○高知県（横山チーフ） 高知県です。

すごく真剣に考えていただいている、本当に感謝申し上げます。ぜひ検討を進めていただいて、使いやすい制度、早く復興ができるような制度をつくっていただきたいなと思いました。

以上です。

○林座長 ありがとうございます。

名古屋市様、いかがでしょうか。

○名古屋市（柴課長補佐） 名古屋市の柴でございます。

環境省さんのほうでも法務省さんのほうでも真剣にいろいろ前向きに進めていただいているということはおわかりましたので、今後もそういったところをしっかりと進めていただければと思っております。

特に、少し言及しましたが、我々名古屋市はここ最近被災したことがないものですから、実態や実務といったところで非常に不慣れなところがございますので、実務上でこういっ

たことをしなければならないというのをはっきりお示しいただくようなマニュアルや方針といったものを御提供いただければ、平時においても検討する際に役に立ちますので、ぜひともそういった視点で考えていただければと思います。

以上でございます。

○林座長 ありがとうございます。

川邊委員、先ほどフリーズしていたようですけれども、よろしいですか。

○川邊委員 大丈夫です。

○林座長 大丈夫ですね、分かりました。

それでは、時間になりましたので、本日の議論はここまでとし、総括したいと思います。

本日は迅速な復旧に向けた損壊家屋などの公費解体・撤去の促進について、自治体の課題認識や御要望を伺い、また、環境省、法務省の取組について御説明をお伺いしました。環境省、法務省におかれましては、本日の自治体などの御要望、議論を踏まえて、引き続き必要な取組を促進していただけるようお願いしたいと思います。

具体的には、第1に、環境省は法務省と連携し、建物性の判断について自治体が登記官や土地家屋調査士に依頼可能なことを公費解体・撤去マニュアルに明記していただきたいと思えます。現行も若干の記載があるとのことですが、より明確な記載をお願いいたします。

加えて、知識のない職員でも判断可能になるような事例集の作成や判断基準の明確化、さらに登記官や土地家屋調査士といった専門家のプッシュ型派遣や判断におけるAIなどのテクノロジー活用、また、被害認定調査との合理化など、より迅速に公費解体が進められる方策の検討を行っていただきたいと思えます。

第2に、公費解体申請書類については、被災者及び被災自治体の負担軽減の観点から自治体の取組状況などの調査などを行い、書類の標準化や簡素化を検討した上で公費解体・撤去マニュアルなどに明記し、自治体に周知していただきたいと思えます。特に書類の簡素化については、例えば申請書と本人確認書類のみで申請・受理可能とするなど、最大限の負担軽減を目指した御検討を行っていただきたいと存じます。

委員、専門委員の皆様方におかれましては、もし追加の質問などがありましたら、本日中午に事務局に御連絡をお願いいたします。事務局からまとめて環境省、法務省に御連絡いたします。

以上で本日のワーキング・グループを終了いたします。御参加、御説明いただいた皆様、誠にありがとうございました。

速記はここで止めてください。